

国際急送便で輸入された外国貨物の積替陸路輸送取締実施要領

(目的及び定義)

- 第1 国際急送便として輸入された外国貨物について、植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）第8条第1項及び第3項に基づく輸入植物等（植物又は輸入禁止品及び容器包装。以下「植物等」という。）の検査（以下「輸入検査」という。）を行うに当たり、当該植物等が輸入された飛行場（植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第6条第2号に掲げるもの（以下「指定飛行場」という。）に限る。）から、別の港又は飛行場（同条第1号又は第2号に掲げるものに限る。以下「指定海空港」という。）に陸路輸送する場合の取締りを斉一、かつ円滑に実施するため、この要領を定める。
- 2 この要領において「国際急送便」とは、小包又は物品について、そのサービスが提供されている間を通じて追跡及び管理され、迅速に収集、運搬及び配達されるものをいう。
- 3 この要領において「密閉形輸送機器」とは、「消毒貨物の積替え陸路輸送取締実施要領」（昭和61年1月30日付け61農蚕第473号農蚕園芸局長通達）の別表1に掲げる基準に適合するものをいう。
- 4 この要領において「密閉された貨物」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
- (1) 密閉型輸送機器に積載された貨物
 - (2) 密閉型輸送機器以外の航空貨物用輸送器具に積載された貨物であつて、ビニールシート等で嚴重に被うことにより、密閉性が保たれているもの
- 5 この要領において「積替陸路輸送」とは、国際急送便として輸入された密閉された貨物を指定飛行場に卸下した後、開扉又は開封することなく、密閉形輸送機器に積み替えて、輸入検査のため、仕向け先の指定海空港に陸路輸送することをいう。
- 6 この要領において「国際急送便事業者」とは、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第20条又は第45条第1項の許可を受けて国際急送便に係る事業を行う者をいう。

(積替陸路輸送の申請)

- 第2 植物防疫所（植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下同じ。）の植物防疫官は、その管轄する地域内にある指定飛行場に、国際急送便として密閉された貨物が輸入される場合において、当該密閉された貨物に係る国際急送便事業者から、積替陸路輸送した後に輸入検査を受けることを希望する旨の申出があつたときは、あらかじめ、別記様式による「国際急送便陸路輸送計画書」（以下「輸送計画書」という。）を提出させるものとする。

(積替陸路輸送の条件)

第3 植物防疫官は、国際急送便事業者から輸送計画書の提出があった場合には、次に掲げる条件の全てを満たし、かつ、その取締りが可能であると認めたときは、積替陸路輸送を行わせるものとする。

- (1) 積替陸路輸送に用いる機器は、密閉形輸送機器であること。
- (2) 積替えは、卸下した指定飛行場内における植物防疫官が指定した場所で行われること。
- (3) 積替陸路輸送後における輸入検査は、輸送先の指定海空港を管轄する植物防疫所（以下「検査担当植物防疫所」という。）の植物防疫官が指定する場所で行われること。
- (4) 国際急送便事業者により、輸送先の指定海空港において、植物防疫官が輸入検査を適切に実施するための環境が整備されていること。
- (5) 国際急送便事業者により、密閉形輸送機器に封印がなされていること。
- (6) 輸送中に事故が生じた場合に、輸送計画書を提出した植物防疫所に直ちに連絡し、必要な措置を講ずる体制が整えられていること。

2 前項の輸送計画書の有効期間は、当該計画書を受理した日から3年間とする。

3 植物防疫官は、国際急送便事業者から、有効期間内に輸送計画書に変更がある旨の申出があり、これを適当と認めた場合は、当該事業者に対し、変更した輸送計画書を提出させるものとする。この場合において、変更後の輸送計画書の有効期間は、当該変更後の輸送計画書を受理した日から3年間とする。

(密閉状態の確認)

第4 植物防疫官は、必要があると認めたときは、貨物の密閉状態について確認を行うものとする。

(業務の移管)

第5 植物防疫官は、第3により積替陸路輸送を行わせる場合は、検査担当植物防疫所に対し、輸送計画書の写しを送付するものとする。また、国際急送便事業者に対し、積替陸路輸送を行った貨物に植物等が含まれている場合は、検査担当植物防疫所に規則第10条第1項に規定する輸入検査申請を行うよう、指示するものとする。

(輸送先の指定海空港における検査)

第6 検査担当植物防疫所の植物防疫官は、国際急送便事業者から輸入検査申請があった場合において、必要があると認めたときは、到着した密閉形輸送機器の状態（封印の有無、密閉状態等）を確認し、輸入検査を行うものとする。

別記様式

国際急送便積替陸路輸送計画書

年 月 日

植物防疫所 支所（出張所）植物防疫官殿

住 所
氏 名

国際急送便として輸入された貨物に含まれる植物等の輸入検査について、到着した指定飛行場からその他の指定海空港へ下記により陸路輸送した後に受検するため、輸送計画書を提出します。

なお、当該指定海空港に植物等が到着した後は、速やかに管轄する植物防疫所に植物防疫法施行規則第 10 条に基づく輸入検査申請を行います。

また、この計画を変更する場合は、必ず事前に植物防疫官の確認を得ます。

記

- 1 輸送方法
- 2 輸送車両の種類等
- 3 密閉形輸送機器の封印方法
- 4 輸送先の指定海空港内の施設名称、所在地
- 5 輸送先の検査場所（場所の状況を示す資料を添付すること。）
- 6 積替実施場所の所在地
- 7 輸送経路（予備を含む複数経路とし、経路図を添付すること。）
- 8 輸送責任者住所・氏名・電話番号
- 9 輸送中の事故発生時における対応計画（別紙）
- 10 輸送に際して留意すべき事項

(別紙)

輸送中の事故発生時における対応計画

1. 事故発生時における連絡体制

- (1) 連絡を行う責任者の氏名、所属、連絡先等
- (2) 連絡網

2. 密閉形輸送機器が破損し、積載荷口が散乱した場合における対応（荷口の散乱場所に係る調査、散乱した荷口の回収等）計画

- (1) 対応者の氏名、所属、事故発生時の役割
- (2) 各対応者の待機場所、現場までの具体的な移動手段の確保状況（車両の台数、車両の待機場所等）